

運転免許証の記載事項変更届出（住所、本籍、氏名等を変更する場合の届出）

更新連絡書が確実にお手元に届くように、住所等の変更があった場合は、速やかに届出を行ってください。

手続きする場合	○住所に変更があった場合 ○氏名又は本籍（国籍）に変更があった場合 ○生年月日を修正する場合 ※いずれも秋田県内に住所がある方の手続きです。	
手続き場所	運転免許センター	警察署 又は二ツ井、矢島、にかほ、美郷、増田、羽後の各交番
受付時間等	月曜日から金曜日及び 日曜日	月曜日から金曜日（平日のみ）
	※ただし、日曜日は、裏書きのよる変更のみで変更に伴う免許証の再交付はできませんのでご注意ください。	
	※土曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続きができません。	※土曜日・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続きができません。
	午前 8 : 3 0 ~ 午後 4 : 0 0	
必要なもの	【住所のみ変更する場合】 ○運転免許証 ○住民票（コピーは不可） 又は ○新しい住所を確認できる書類（いずれも氏名及び新しい住所が記載されているものでコピーは不可） ・マイナンバーカード ・電気、ガス、水道、電話（携帯電話を含む）の領収書、請求書等 ・官公庁が発行した通知書等 ・健康保険証（住所が印刷されているもの） ・郵便物（届出者が宛先のもの）等を提示していただきます。 【本籍・氏名を変更する場合、又は生年月日を修正する場合】 ○運転免許証 ○住民票（本籍が記載されているもの）（コピーは不可）を提出していただきます。 ※本籍が省略されている住民票では受理できませんのでご注意願います。 ※外国人の方は、国籍の記載された住民票を提出していただきます。 住民票が交付されない方は、旅券、在留カードなどで確認させていただきます。 ※氏名のみ変更の場合は、新しい名前が記載されているマイナンバーカードでも手続きすることができます。 ※生年月日修正の場合は免許証を再作成しますので、警察署で行う場合は写真が 1 枚必要になります。 【旧姓を記載する場合】 ○運転免許証 ○旧姓が記載された住民票またはマイナンバーカード	
その他	○ 代理人による届出 委任状により代理人の届出（住所、本籍、氏名変更）ができますが、次のものが必要になります。 ・届出者の運転免許証 ・届出者の新住所等を確認できる書類（上記に示している住民票等） ・委任状（記載例をはこちらです。） ・代理人の身分を確認できる書類（免許証、パスポート、健康保険証、社員証等）	

お問い合わせ先

運転免許センター TEL 018-824-3738
または最寄りの警察署（免許受付）まで